



プレスリリース



令和 8 年 9 月 4 日
東予地方局不法投棄防止対策推進協議会
(事務局：東予地方局健康福祉環境部環境保全課)

令和 8 年度東予地方局不法投棄防止対策会議の開催について

新居浜市、西条市及び四国中央市内の各関係機関で構成する「東予地方局不法投棄防止対策推進協議会」（会長：東予地方局健康福祉環境部長）の会議を、次のとおり開催（全部公開）します。

- 1 開催日時
令和 8 年 9 月 11 日（金）14 時 00 分から（1 時間程度）
- 2 開催場所
愛媛県東予地方局（西条庁舎）7 階 中会議室（西条市喜多川 796-1）
- 3 議題
 - (1) 令和 8 年度東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の運営について
 - ・ 令和 7 年度の活動状況について
 - ・ 令和 8 年度の活動計画（案）について
 - (2) 東予地方局における不法投棄防止等の取組みについて
 - (3) 各市における不法投棄防止等の取組みについて
 - (4) 海上保安部における不法投棄防止等の取組みについて
 - (5) 各警察署管内における不法投棄などの検挙状況について
 - (6) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者における活動状況の報告について
 - (7) その他
- 4 傍聴（全部公開）
 - (1) 傍聴の定数：5 名
 - (2) 傍聴の申込方法
 - (3) ① 傍聴を希望される方は、9 月 10 日（木）正午までに電話又は F A X により、氏名、住所及び連絡先の電話又は F A X の番号を、下記の傍聴申込み先へ連絡してください。
② 傍聴の申込み受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
③ 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できますが、発言はできません。

[問合せ先及び傍聴申込み先]

愛媛県東予地方局 健康福祉環境部 環境保全課 廃棄物指導係
〒793-8516 西条市喜多川796-1
電話 0897-56-1300（代表）内線345
F A X 0897-56-6713

傍 聴 要 領

東予地方局環境保全課

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年9月11日（金）午後2時00分（会議の開始予定時刻）までに、会場（愛媛県東予地方局7階中会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

なお、受付開始時間は午後1時30分からです。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場していただく場合があります。

- （1）会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- （2）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等はしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （4）その他会議の秩序を乱し、又は審議等の障害となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- （1）会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- （2）会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。